

## 一般土木工事等に係る特別共同企業体等への発注基準の改正

一般土木工事等に係る特別共同企業体等への発注基準を次のとおり改正する。

### <改正の内容>

一般土木工事、建築一式工事、電気工事、管工事、鋼橋梁（上部）工事、PC橋梁（上部）工事、機械器具製作据付工事及び電気通信工事の発注基準のうち、「一般競争入札（WTO案件）」に係る金額要件について改正する。

一般競争入札 (WTO案件)	現 行	改 正
金額要件	27.2億円	30.2億円

### <実施時期>

令和8年4月1日以降、契約締結分から適用する。

## 一般土木工事の発注基準

区分	単体・JV	単体	単体	JV(2~3者)	JV(2~3者)	JV(3~5者)										
	所在地要件	県内 地域限定	県内限定	県内限定	県内限定	県内限定	その他構成員 県内限定	所在地要件 なし								
一般競争入札 (WTO案件)	30.2億円															JV
公募型一般競争入札	20億円															JV
	13.5億円															JV
	7億円															単体A
	4億円															単体A
	3.5億円															単体A
制限付き一般競争入札	2億円															単体A 【注5】
	0.95億円															単体A 単体B
	0.7億円															単体B 【注4】
	0.4億円															単体B 単体C
	0.3億円															単体B 単体C 【注3】
	0.15億円															単体C 単体D 【注2】
	0.1億円															単体C 単体D 【注1】
指名競争入札																

格付点数及び総合数値	D5~C95 595以上 829以下	D5~C95 595以上 829以下	C5~B95 685以上 1,029以下	C5~B95 685以上 1,029以下	B5~B95 830以上 1,029以下	B5~ 830以上	A5~ 1,030以上	A5~ 1,030以上	A10~ 1,069以上	A15~ 1,108以上	(代表) 県内A15~ 1,108以上 (その他) 県内A5~ 1,030以上	(代表) 県外A30~ 1,225以上 (その他) 県内A20~ 1,147以上 (その他) 県内A5~ 1,030以上	(代表) 総合評定値 1,200以上 (その他) 総合評定値 1,000以上 1,030以上
------------	--------------------------	--------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	--------------	----------------	----------------	-----------------	-----------------	--------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------

※ 特例的取扱い

- ・ 総合評価落札方式を適用する場合、高度な技術を要する工事等については、この発注基準によらないことがある。
- ・ 公募型一般競争入札及び制限付き一般競争入札が適用される工事で入札の競争性確保に必要な最低限の入札参加者数を確保することができない場合には、案件ごとに入札参加者審査会土木部会の審議を経て所在地要件等を緩和する。

【注1】 平均工事成績が75点以上の「単体・E」又は総合数値が495点（E50）以上の「単体・E」も対象とする場合がある。

【注2】 社会貢献評価数値が40点以上の「単体・B」も対象とする場合がある。

【注3】 平均工事成績が75点以上の「単体・D」又は総合数値が635点（D50）以上の「単体・D」も対象とする場合がある。

【注4】 社会貢献評価数値が40点以上の「単体・A」、平均工事成績が75点以上の「単体・C」又は総合数値が750点（C50）以上の「単体・C」も対象とする場合がある。

【注5】 平均工事成績が75点以上の「単体・B」又は総合数値が920点（B50）以上の「単体・B」も対象とする場合がある。

【注6】 「代表」は代表構成員、「その他」はその他構成員を指す。

## 建 築 一 式 工 事 の 発 注 基 準

区 分	単体・JV	単体	単体	単体	単体	単体	単体	単体	単体	JV (2者)	JV (2者)	JV (3者)
	所在地 要件	県内 地域限定	県内 地域限定	県内 地域限定	県内 地域限定	県内 地域限定	県内 地域限定	県内 地域限定	県内 地域限定	県内 地域限定	その他 構成員 県内限定	所在地要件 なし
一般競争 入札 <small>(WTO案件)</small>	30.2億円											JV
公募型 一般競争 入札	20億円											JV
	13.5億円									JV		
	6億円								単体A 単体B			
制限付き 一般競争 入札	3.5億円							単体B 【注6】				
	3億円						単体C 【注5】					
	2億円					単体C 【注4】						
	1.5億円				単体C 【注3】							
	0.7億円			単体D 【注2】								
	0.55億円		単体D									
	0.5億円	単体D 【注1】										
	指名競争 入札											
格付点数及び 総合数値	D5～95 510以上 709以下	D5～95 510以上 709以下	D5～95 510以上 709以下	C5～95 710以上 929以下	C5～95 710以上 929以下	C5～95 710以上 929以下	B5～95 930以上 1,029以下	B5～ 930以上	(代表) A15～ 1,112以上 (その他) A5～ 1,030以上	(代表) A20～ 1,153以上 (その他) A5～ 1,030以上	(代表) 総合評定値 1,200以上 (その他) 総合評定値 1,000以上	

※ 特例的取扱い

- ・ 総合評価落札方式を適用する場合、高度な技術を要する工事等については、この発注基準によらないことがある。
- ・ 公募型一般競争入札及び制限付き一般競争入札が適用される工事で入札の競争性確保に必要な最低限の入札参加者数を確保することができない場合には、案件ごとに入札参加者審査会まちづくり部会の審議を経て所在地要件等を緩和する。

【注1】 平均工事成績が75点以上の「単体・E」又は総合数値が410点（E50）以上の「単体・E」も対象とする場合がある。

【注2】 社会貢献評価数値が40点以上の「単体・C」も対象とする場合がある。

【注3】 平均工事成績が75点以上の「単体・D」又は総合数値が600点（D50）以上の「単体・D」も対象とする場合がある。

【注4】 【注3】に同じ。又は社会貢献評価数値が40点以上の「単体・B」も対象とする場合がある。

【注5】 社会貢献評価数値が40点以上の「単体・B」も対象とする場合がある。

【注6】 社会貢献評価数値が40点以上の「単体・A」、平均工事成績が75点以上の「単体・C」又は総合数値が810点（C50）以上の「単体・C」も対象とする場合がある。

【注7】 「代表」は代表構成員、「その他」はその他構成員を指す。

## 電気工事の発注基準

区分	単体・JV	単体	単体	単体	単体	単体	JV(2者)	JV(2者)	JV(3者)	JV(3者)
	所在地要件	県内地域限定	県内地域限定	県内地域限定	県内地域限定	県内地域限定	県内限定	その他構成員 県内限定	その他構成員 県内限定	所在地要件なし
一般競争入札 (WTO案件)	30.2億円									JV
公募型一般競争入札	13.5億円								JV	
	7億円							JV		
	3.5億円						JV			
制限付き一般競争入札	1.5億円					単体A				
	0.7億円				単体A【注3】					
	0.55億円			単体B【注2】						
	0.2億円		単体B							
	0.1億円	単体B【注1】								
指名競争入札										
格付点数及び総合数値		B5～95 575以上 759以下	B5～95 575以上 759以下	B5～95 575以上 759以下	A5～ 760以上	A5～ 760以上	(代表) A15～ 862以上 (その他) A5～ 760以上	(代表) A30～ 1,015以上 (その他) A5～ 760以上	(代表) A30～ 1,015以上 (その他) A5～ 760以上	(代表) 総合評定値 1,100以上 (その他) 総合評定値 760以上

※ 特例的取扱い

- ・ 総合評価落札方式を適用する場合、高度な技術を要する工事等については、この発注基準によらないことがある。
- ・ 公募型一般競争入札及び制限付き一般競争入札が適用される工事で入札の競争性確保に必要な最低限の入札参加者数を確保することができない場合には、案件ごとに入札参加者審査会まちづくり部会の審議を経て所在地要件等を緩和する。

【注1】 平均工事成績が75点以上又は、総合数値が525点（C50）以上の「単体・C」も対象とする場合がある。

【注2】 社会貢献評価数値が40点以上の「単体・A」も対象とする場合がある。

【注3】 平均工事成績が75点以上又は総合数値が660点（B50）以上の「単体・B」も対象とする場合がある。

【注4】 「代表」は代表構成員、「その他」はその他構成員を指す。

## 管工事の発注基準

区分	単体・JV	単体	単体	単体	単体	単体	JV(2者)	JV(2者)	JV(3者)	JV(3者)
	所在地要件	県内地域限定	県内地域限定	県内地域限定	県内地域限定	県内地域限定	県内限定	その他構成員 県内限定	その他構成員 県内限定	所在地要件なし
一般競争入札 (WTO案件)	30.2億円									JV
公募型一般競争入札	13.5億円								JV	
	7億円							JV		
	3.5億円						JV			
制限付き一般競争入札	1.5億円					単体A				
	0.7億円				単体A【注3】					
	0.55億円			単体B【注2】						
	0.2億円		単体B							
	0.1億円	単体B【注1】								
指名競争入札										
格付点数及び総合数値		B5～95 575以上 749以下	B5～95 575以上 749以下	B5～95 575以上 749以下	A5～ 750以上	A5～ 750以上	(代表) A15～ 852以上 (その他) A5～ 750以上	(代表) A30～ 1,005以上 (その他) A5～ 750以上	(代表) A30～ 1,005以上 (その他) A5～ 750以上	(代表) 総合評定値 1,100以上 (その他) 総合評定値 750以上

※ 特例的取扱い

- ・ 総合評価落札方式を適用する場合、高度な技術を要する工事等については、この発注基準によらないことがある。
- ・ 公募型一般競争入札及び制限付き一般競争入札が適用される工事が入札の競争性確保に必要な最低限の入札参加者数を確保することができない場合には、案件ごとに入札参加者審査会まちづくり部会の審議を経て所在地要件等を緩和する。

【注1】 平均工事成績が75点以上又は、総合数値が525点(C50)以上の「単体・C」も対象とする場合がある。

【注2】 社会貢献評価数値が40点以上の「単体・A」も対象とする場合がある。

【注3】 平均工事成績が75点以上又は総合数値が656点(B50)以上の「単体・B」も対象とする場合がある。

【注4】 「代表」は代表構成員、「その他」はその他構成員を指す。

## 鋼橋梁(上部)工事の発注基準

区分	単体・JV	単体	単体	単体	JV (2~3者)	JV (3者以上)
	所在地要件		所在地要件なし			
一般競争入札 (WTO案件)	30.2億円					JV
公募型一般 競争入札	13.5億円				JV 【注1】	
	7億円			単体		
	2億円		単体			
	0.1億円	単体				
指名競争入札						
総合評定値		900点以上 【注2】	1,000点以上 【注2】	1,100点以上 【注2】	(代表)1,100点以上 (その他)1,000点以上 【注2】	(代表)1,200点以上 (その他)1,000点以上

【注1】 JVを基本とするが、特殊な架設工法を採用する場合など、単体での施工が優位であると判断される場合には、単体とすることができる。その場合は代表の数値を適用する。

【注2】 WTO案件を除くものにおいては、建設業法の規定による経営事項審査結果の総合評定値(P)に、建設工事入札参加者に係る資格格付要領第4条の規定に基づく格付をする工事に係る技術・社会貢献評価数値に準じて算定した数値を合算した数値を総合評定値とみなす。

## PC橋梁(上部)工事の発注基準

区分	単体・JV	単体	単体	単体	JV (2~3者)	JV (3者以上)
	所在地要件		所在地要件なし			
一般競争入札 (WTO案件)	30.2億円					JV
公募型一般 競争入札	13.5億円				JV 【注1】	
	7億円			単体		
	2億円		単体			
	0.1億円	単体				
指名競争入札						
総合評定値		800点以上 【注2】	900点以上 【注2】	1,000点以上 【注2】	(代表)1,000点以上 (その他)900点以上 【注2】	(代表)1,100点以上 (その他)900点以上

【注1】 JVを基本とするが、特殊な架設工法を採用する場合など、単体での施工が優位であると判断される場合には、単体とすることができる。その場合は代表の数値を適用する。

【注2】 WTO案件を除くものにおいては、建設業法の規定による経営事項審査結果の総合評定値(P)に、建設工事入札参加者に係る資格格付要領第4条の規定に基づく格付をする工事に係る技術・社会貢献評価数値に準じて算定した数値を合算した数値を総合評定値とみなす。

### 機械器具製作据付工事の発注基準

区分	単体・JV	単体	単体	単体
	所在地要件	所在地要件なし		
一般競争入札 (WTO案件)	30.2億円			単体
公募型 一般競争入札	3.5億円		単体	
	0.1億円	単体		
指名競争入札				
総合評定値		600点以上 【注1】	850点以上 【注1】	1,100点以上

※ 特例的取扱い

競争性確保に必要な最低限の入札参加者数を確保できる場合や工事の特殊性等により異なる要件を設定した方が適当な場合には、入札参加者審査会（部会）の審議を経て当該基準に拠らずに実施することがある。

【注1】 WTO案件を除くものにおいては、建設業法の規定による経営事項審査結果の総合評定値(P)に、建設工事入札参加者に係る資格格付要領第4条の規定に基づく格付をする工事に係る技術・社会貢献評価数値に準じて算定した数値を合算した数値を総合評定値とみなす。

### 電気通信工事の発注基準

区分	単体・JV	単体	単体	単体
	所在地要件	所在地要件なし		
一般競争入札 (WTO案件)	30.2億円			単体
公募型 一般競争入札	3.5億円		単体	
	0.1億円	単体		
指名競争入札				
総合評定値		600点以上 【注1】	750点以上 【注1】	1,100点以上

※ 特例的取扱い

競争性確保に必要な最低限の入札参加者数を確保できる場合や工事の特殊性等により異なる要件を設定した方が適当な場合には、入札参加者審査会（部会）の審議を経て、当該基準に拠らずに実施することがある。

【注1】 WTO案件を除くものにおいては、建設業法の規定による経営事項審査結果の総合評定値(P)に、建設工事入札参加者に係る資格格付要領第4条の規定に基づく格付をする工事に係る技術・社会貢献評価数値に準じて算定した数値を合算した数値を総合評定値とみなす。